

## 仕 様 書

### 1 件 名

令和8年度 大阪公立大学中百舌鳥キャンパス産業廃棄物収集運搬・処分業務委託(単価契約)

### 2 委託内容

公立大学法人大阪（以下「本法人という」）大阪公立大学中百舌鳥キャンパス構内の所定場所に保管された産業廃棄物を、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法第137号）」（以下「法」という）及びその他関係法令に基づいて適正に運搬し処分する。

#### （1）廃棄物の種類及び年間予定排出量

##### ① 廃棄物の種類

##### a. 廃プラスチック・不燃物類（混載）

プラスチック、ペットボトル、発泡スチロール、繊維類、LED類、ゴム類、複合素材でできたもの（事務用品、家電製品、カッター、傘、衣類、靴、スポーツ用品等）等

##### b. 金属類

金属くず（有価金属を除く）、空き缶類、扇風機・レンジ等の小物家電（PCを除く）、小型実験機器・部品、刃物、事務用品、その他複合金属類等

##### c. 粗大ゴミ

ロッカー、什器、ブロック、事務机、いす、大型実験機器、業務用冷却機等（フロンガス破壊処理済み）、プリンター、コピー機、印刷機、その他大型ごみ等

##### d. ビン・ガラス・陶磁器くず、がれき類

##### e. 一斗缶類

##### f. 汚泥

粉体（シリカゲル）

##### g. 木くず

ベニヤ板、看板、その他木製品

##### h. 畳・布団類

※集積場への持ち込みを禁止しているが、その他一般廃棄物では収集できないもの（電池、トナー、蛍光管、フィルター、塗料等）が混入することがある

#### 注記

ア. 保管場所は種類毎に区画を設けている。（別紙1「保管場所配置図」を参照）

イ. 家電リサイクル法対象品目(家電4製品)、パソコン機器類、医療系産業廃棄物および金属くず（有価金属）収集は除く。

ウ. 収集および廃棄物収集運搬に使用する車両への廃棄物の積み込みにあたっては、本仕様書2

(3) の収集場所に保管された廃棄物のみを積載し、他の廃棄物等と混載しないこと。ただし、本法人担当者（以下「担当者」という）が特に指示した場合はこの限りでない。

エ. 集積している産業廃棄物については、前述のとおり分別するよう努めているが、廃棄物が混在・混入している場合は次のとおり処理すること。

(ア) a～h の産業廃棄物が混在している場合

受託者がそれぞれ適正に分別の上で処分すること。

(イ) 一般廃棄物が混入している場合

受託者がごみ袋に移し替え、その旨を本法人へ申し出たうえで指示に従うこと。

(ウ) その他一般廃棄物では収集ができないもの（電池、トナー、蛍光灯、フィルター、塗料等）が混入している場合

受託者がそれぞれ適正に分別の上で処分すること。本法人と打合せの上で（特別管理産業廃棄物に該当する等の理由で）必要と判断されれば別途契約を交わし処分すること。なお、本処分に要する費用については、本法人と別途締結した契約に基づき、本法人がこれを負担する。

また受託者が当該廃棄物の収集運搬処分が不可能で、かつ当該廃棄物処分の委託先を本法人で選定することができない場合、受託者は当該廃棄物の処分方法について本法人との協議に応じ、処分ができるよう取り計らうこと。

## ② 年間予定排出量

約 60,000 kg

## ③ 排出量実績

|         | 分類              | 数量(kg) |
|---------|-----------------|--------|
| 令和 4 年度 | 廃プラスチック類（混載を含む） | 28,980 |
|         | 金属くず（混載を含む）     | 47,060 |
|         | ガラスくず（混載を含む）    | 8,010  |
|         | 木くず（混載を含む）      | 11,390 |
|         | 汚泥（シリカゲル）       | 1,120  |
|         | 合計              | 96,560 |
| 令和 5 年度 | 廃プラスチック類（混載を含む） | 24,180 |
|         | 金属くず（混載を含む）     | 44,660 |
|         | ガラスくず（混載を含む）    | 7,250  |
|         | 木くず（混載を含む）      | 11,970 |
|         | 汚泥（シリカゲル）       | 1,620  |

|         |                 |        |
|---------|-----------------|--------|
|         | 合計              | 89,680 |
| 令和 6 年度 | 廃プラスチック類（混載を含む） | 19,610 |
|         | 金属くず（混載を含む）     | 32,080 |
|         | ガラスくず（混載を含む）    | 6,850  |
|         | 木くず（混載を含む）      | 10,360 |
|         | 汚泥（シリカゲル）       | 570    |
|         | 合計              | 69,470 |

※注記※

排出量についてはあくまでも実績であり、令和 8 年度排出量の目安である。受託者は排出された全ての収集対象となる廃棄物の収集運搬処分を実施すること。

また、月別の排出量については別紙 2「(参考) 産業廃棄物月別排出量」を確認のこと。

なお、令和 4 年度から令和 6 年度までの金属くずの排出量実績には、有価金属が含まれている。

## (2) 収集実施日時

### ① 収集頻度

収集頻度に関しては契約期間中月 1 回から 2 回程度を基準とし、具体的な収集日については契約締結後、本法人と協議のうえで決定すること。なお、収集頻度は排出する廃棄物量に応じて変更することがある。

### ② 収集日時

原則、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日（以下「休日等」という。）を除く平日の 9 : 00～17 : 00 の間で、本法人と受託者が協議のうえで決定する。

## (3) 収集場所

構内指定の保管場所（別紙 1「保管場所配置図」及び別紙 3「産業廃棄物集積場位置図」のとおり）及び本法人が指定する場所

## (4) 資格等条件

- ① 収集運搬業務について、法に準拠した産業廃棄物収集運搬業許可（大阪府知事又は堺市長の許可及び当該産業廃棄物を荷下ろす区域を管轄する都道府県知事又は政令市長等の許可の両方）を有すること。
- ② 処分業務について、法に準拠した産業廃棄物処分業許可（当該産業廃棄物の処理施設を設置している場所を管轄する都道府県知事又は政令市長等の許可）を有すること。
- ③ 上記資格に関しては、産業廃棄物収集運搬業許可及び同処分業許可を受けたことを証する書類

を提出し審査を受けること。また、契約終了日までに許可期限が切れる場合及び許可内容に変更が生じた場合においては、更新後、速やかに許可証の写しを提出すること。

#### 注記

①②について、3.業務提携に記載の二つの企業等で入札に参加する場合は、それぞれ担当する業務の許可を有すること。

#### (5) 委託する業務範囲

- ① 保管場所からの収集運搬、中間処理（又は再生）及び最終処分完了までにかかる関係業務すべてとする。
- ② 収集後は保管場所の清潔保持に努めること。
- ③ 業務実施にあたっては、法及び関係法令、主務官庁告示及び通知を遵守すること。
- ④ 本業務の実施にあたり必要な機材等に係る経費は、全て受託者の負担とする。
- ⑤ 関係法令を遵守の上、可能な限り再資源化を図ること。

#### (6) 収集運搬車両

- ① 産業廃棄物収集運搬に使用する車両は、車種規制非適合車（「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車）以外の車両を使用し、法施行令及び同規則に定める表示を行うこと。
- ② 積み込んだ廃棄物が、飛散及び流出しないよう細心の注意を払うこと。
- ③ ①について、受託者は本法人と契約締結後速やかに、本業務に使用する全ての車両の形状・登録番号の一覧表を担当者に提出すること。

#### (7) 契約書

契約にあたっては、法施行令及び同規則に定める事項を記載した契約書を受託者が作成し、契約の締結をおこなうこと。業務提携をしている場合も同様とし、収集運搬業者及び処分業者のそれぞれが本法人と契約の締結をおこなうこと。

#### (8) 報告等

##### ① 電子マニフェスト

ア. 本業務は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステム（以下「JWNET」という。）を利用して実施するものとする。受託者は、JWNETに加入し、自らに係る費用を負担しなければならない。

イ. 受託者は、産業廃棄物の収集を行うときは、産業廃棄物の種類及び量の確認を行うとともに、これと電子マニフェスト登録予定情報を照合すること。

ウ. 受託者は、産業廃棄物の運搬終了後 3 日（休日等を除く。）以内に、電子マニフェストによる運搬終了報告（法第 12 条の 5 第 3 項の規定による。）を行うこと。

エ. 受託者は、産業廃棄物の処分終了後 3 日（休日等を除く。）以内に、電子マニフェストによる処分終了報告（法第 12 条の 5 第 3 項の規定による。）を行うこと。

オ. 受託者は、本業務に係る産業廃棄物の最終処分が終了した旨が記載されたマニフェストの写しの送付を受けたときは、送付を受けた日から 3 日（休日等を除く。）以内に、電子マニフェストによる最終処分終了報告（法第 12 条の 5 第 4 項の規定による。）を行うこと。

カ. 本法人又は受託者が、電気通信回線の故障やその他の電子情報処理組織を使用することが困難となり J W N E T を利用できない場合（法第 12 条の 5 第 1 項の規定による。）には、産業廃棄物の搬出の際に、受託者に産業廃棄物管理票（以下「紙マニフェスト」という。）を発行する。受託者は紙マニフェストに産業廃棄物が適正に処理されたことを正確に記録し、処理後速やかに提出すること。なおこの場合の紙マニフェスト発行に必要な費用も入札額に含むものとする。

## ② 業務完了報告書

ア. 収集毎に数量（重さ（kg）、体積（m<sup>3</sup>））を記録し、業務完了報告書を提出すること。

イ. 業務完了報告書は、マニフェスト番号ごとにそれぞれの数量と廃棄物の種類、及び廃棄物の種類ごとの合計量と全廃棄物の合計量が分かるように作成すること。他の者に中間処理、最終処分を委託する場合も同様とする。

ウ. 計量には計量法第 19 条に規定された定期検査を受検した計量機を使用すること。

エ. 回収作業の実施状況を確認するため、以下の写真を撮影し、業務完了報告書に添付して提出すること。併せて、回収場所および回収日を記載すること。

（ア）積み込み前のトラック荷台状況

（イ）回収前の各現場状況

（ウ）回収後の各現場状況

（エ）積み込み後のトラック荷台状況

## （9） 契約単価について

① 契約単価には収集・運搬・処分料金等ごみ廃棄に必要なすべての経費を含むものとする。

② 受託者が内訳書に記載した単価契約金額（消費税抜）に 1 円未満の端数があるときは、小数点第 2 位以下を切り捨てた額を単価契約金額（消費税抜）とする。

## （10） 請負金額の支払いについて

① 請負金額は、契約書に定める収集・運搬費及び処分費の 1 キログラム当たりの金額（契約単価）に、（8）報告等に規定する業務完了報告書の提出後、本法人の行う検査に合格した重量（キログラム）を乗じたものに消費税及び地方消費税相当額を加算し算出された金額（1 円未満の端数は切り捨て）を支払うものとする。なお全ての品目を統一単価とし、排出量と予定数量に大幅な差異が生じた場合も単価変更及び保障は行わない。

- ② 業務提携をしている場合の請負金額の支払については、本法人は収集運搬と処分の請負金額を一括で収集運搬業者に支払うものとする。本法人の処分業者への支払債務は、本法人の収集運搬業者への収集運搬と処分の請負金額の支払いをもって消滅し、収集運搬業者は業務提携をしている処分業者に対して、処分にかかる費用を支払うものとする。
- ③ 受託者は、本法人と事前に協議をしたうえで、(8)報告等に規定する業務完了報告書の提出後、本法人の行う検査に合格した出来高部分に相応する業務委託料相当額について、契約書の定める手続きにより請求することができる。ただし、この請求は月1回を超えることができない。
- ④ 請負金額の請求のうち特に最終回(3月31日締め)の請求は、本法人の期末決算の影響で請求書の経理処理に厳格な期限が設けられるため、本法人が別に指定する期限を厳守し行うこと。

#### (11) 受託者の責務

- ① 作業にあたり本法人業務に支障を及ぼさないこと。
- ② 受託者は、自己の作業員に対し、服装、言語及び態度等に留意し、本法人関係者や来学者、周辺住民等に不快の念を与えないように指導しなければならない。
- ③ 受託者は、自己の作業員の行為について自ら行なったと同一の責任を負い、その責任を免れることはできない。
- ④ 受託者は、作業従事者を指揮監督し、常に作業の安全に留意し、事故災害の防止に努めること。
- ⑤ 収集運搬車両は、大学構内及び周辺道路を通行する際、車両や歩行者などに細心の注意を払い事故の防止に努めること。
- ⑥ 収集運搬車両は、収集の際、他の車両の通行を妨げるような場所に駐車すること。
- ⑦ 委託の終了または取り消し等により次期受託者へ業務を引き継ぐ場合は、円滑な引き継ぎに協力すること。
- ⑧ 電子マニフェストの登録は法に基づき遅滞なく正確に行うこと。
- ⑨ 業務完了報告書及び請求書は可及的速やかに送付すること。遅滞がある場合、本法人から上記書類の催促及び事情聴取を行う場合があるが、その際は真摯に対応すること。
- ⑩ 担当者から、処分施設実地確認及び本法人が実施する検査・立会を求められた場合、必ず受託すること。原則として同月以内に対応すること。

#### (12) 契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項

受託者は、契約の条項又は法令等の規定に違反し、契約を解除された場合、解除された後もその産業廃棄物に対する契約上の受託者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、処分の残っている産業廃棄物の収集運搬等業務を自ら実行するか、又は委託者の承認を得た上で、当該産業廃棄物の収集運搬等の許可を有する他の者に受託者の自己の費用をもって業務を行わせなければならない。

- (1) 業務提携をして入札に参加する場合は、産業廃棄物の収集運搬を担当する構成員（本仕様書において「収集運搬業者」という。）と産業廃棄物の処分を担当する構成員（本仕様書において「処分業者」という。）の二者で構成するものとする。三者以上での業務提携は認めない。
- (2) 処分業者は、本案件にかかる入札及び見積りに関する一切の権限を業務提携先である収集運搬業者に委任し、収集運搬業者は処分業者から委任を受けて入札に参加するものとする。
- (3) 本仕様書 2 (1) ①中の一部の産業廃棄物について、収集運搬業者が産業廃棄物処分業の許可を有している場合、その許可を受けている種類の産業廃棄物について処分を担当することができる。なお、処分業許可を有していない種類の産業廃棄物については、処分業者と業務提携をするものとする。

#### 4 特記事項

- (1) 万が一、事故等が発生した場合、本法人担当者へ報告するとともに、受託者の責任と費用負担により解決すること。
- (2) 受託者は、業務上知り得た情報を第三者に漏洩しないこと。また、契約満了後も同様とする。
- (3) 契約後の疑義はすべて本法人の解釈による。

#### 5 期 間

令和 8 年 4 月 1 日（水）～令和 9 年 3 月 31 日（水）

#### 6 場 所

〒599-8531

堺市中区学園町 1 番 1 号

公立大学法人大阪 大阪公立大学 中百舌鳥キャンパス

#### 7 連絡先

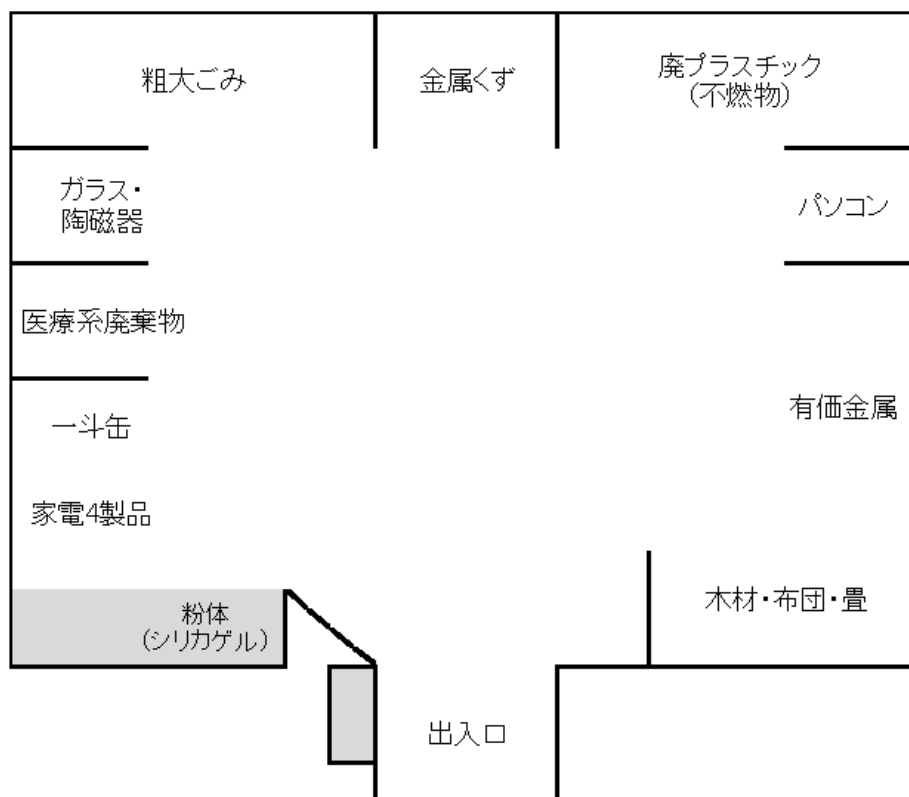
公立大学法人大阪 本部事務機構 施設部 施設管理課

TEL 072 - 254 - 9126 FAX 072 - 254 - 7290

E-mail : [gr-shise-n.nyusatsu@omu.ac.jp](mailto:gr-shise-n.nyusatsu@omu.ac.jp)

○保管場所配置図

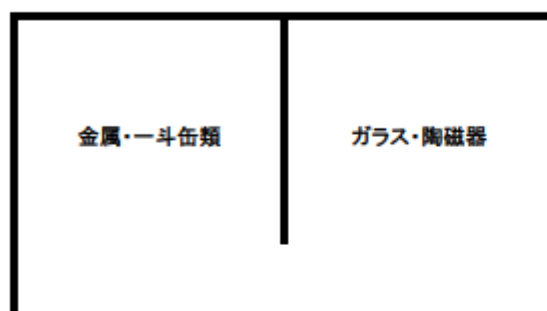
- ・ B4 棟南側保管場所配置図（家電 4 製品、医療系廃棄物、パソコン、有価金属は本委託業務外）



- ・ C9 棟南側保管場所配置図（医療系廃棄物は本委託業務外）



- ・ A11 棟南西側保管場所配置図



## (参考) 産業廃棄物月別排出量

## 令和 4 年度 廃プラスチック類

| 実施月  | 数量 (kg) |
|------|---------|
| 5 月  | 6, 100  |
| 7 月  | 1, 790  |
| 9 月  | 2, 910  |
| 10 月 | 360     |
| 11 月 | 2, 860  |
| 12 月 | 760     |
| 1 月  | 2, 480  |
| 3 月  | 11, 720 |

## 令和 4 年度 金属くず

| 実施月  | 数量 (kg) |
|------|---------|
| 5 月  | 9, 670  |
| 7 月  | 6, 590  |
| 9 月  | 6, 770  |
| 11 月 | 7, 280  |
| 12 月 | 1, 230  |
| 1 月  | 6, 670  |
| 3 月  | 8, 850  |

## 令和 4 年度 ガラスくず

| 実施月  | 数量 (kg) |
|------|---------|
| 5 月  | 1, 560  |
| 7 月  | 940     |
| 9 月  | 1, 140  |
| 11 月 | 1, 800  |
| 1 月  | 1, 440  |
| 3 月  | 1, 130  |

## 令和 4 年度 木くず

| 実施月  | 数量 (kg) |
|------|---------|
| 7 月  | 4, 920  |
| 11 月 | 2, 320  |
| 3 月  | 4, 150  |

## 令和 4 年度 汚泥

| 実施月  | 数量 (kg) |
|------|---------|
| 5 月  | 60      |
| 7 月  | 250     |
| 10 月 | 330     |
| 12 月 | 220     |
| 3 月  | 260     |

## 令和 5 年度 廃プラスチック類

| 実施月  | 数量 (kg) |
|------|---------|
| 4 月  | 3, 370  |
| 6 月  | 2, 370  |
| 8 月  | 2, 450  |
| 10 月 | 3, 310  |
| 11 月 | 2, 860  |
| 12 月 | 640     |
| 1 月  | 2, 750  |
| 3 月  | 6, 430  |

## 令和 5 年度 金属くず

| 実施月  | 数量 (kg) |
|------|---------|
| 4 月  | 8, 130  |
| 6 月  | 9, 200  |
| 8 月  | 4, 030  |
| 10 月 | 5, 740  |
| 12 月 | 1, 110  |
| 1 月  | 10, 050 |
| 3 月  | 6, 400  |

## 令和5年度 ガラスくず

| 実施月  | 数量 (kg) |
|------|---------|
| 4 月  | 1, 130  |
| 6 月  | 860     |
| 8 月  | 910     |
| 10 月 | 1, 190  |
| 1 月  | 2, 260  |
| 3 月  | 900     |

## 令和5年度 木くず

| 実施月  | 数量 (kg) |
|------|---------|
| 4 月  | 1, 240  |
| 8 月  | 1, 370  |
| 10 月 | 4, 150  |
| 12 月 | 640     |
| 1 月  | 2, 400  |
| 3 月  | 2, 170  |

## 令和5年度 汚泥

| 実施月  | 数量 (kg) |
|------|---------|
| 6 月  | 270     |
| 10 月 | 380     |
| 1 月  | 270     |
| 3 月  | 700     |

## 令和6年度 廃プラスチック類

| 実施月  | 数量 (kg) |
|------|---------|
| 4 月  | 5, 670  |
| 6 月  | 2, 160  |
| 8 月  | 2, 450  |
| 10 月 | 1, 310  |
| 12 月 | 1, 270  |
| 2 月  | 4, 730  |
| 3 月  | 2, 020  |

## 令和6年度 金属くず

| 実施月  | 数量 (kg) |
|------|---------|
| 4 月  | 3, 760  |
| 6 月  | 4, 690  |
| 8 月  | 3, 070  |
| 10 月 | 5, 490  |
| 12 月 | 5, 120  |
| 2 月  | 3, 730  |
| 3 月  | 6, 220  |

## 令和6年度 ガラスくず

| 実施月  | 数量 (kg) |
|------|---------|
| 4 月  | 920     |
| 6 月  | 1, 000  |
| 8 月  | 1, 170  |
| 10 月 | 1, 060  |
| 12 月 | 930     |
| 2 月  | 830     |
| 3 月  | 940     |

## 令和6年度 木くず

| 実施月  | 数量 (kg) |
|------|---------|
| 6 月  | 1, 890  |
| 8 月  | 1, 580  |
| 10 月 | 1, 220  |
| 12 月 | 2, 380  |
| 2 月  | 830     |
| 3 月  | 2, 460  |

## 令和6年度 汚泥

| 実施月  | 数量 (kg) |
|------|---------|
| 6 月  | 120     |
| 8 月  | 200     |
| 10 月 | 60      |
| 12 月 | 160     |
| 2 月  | 30      |

○産業廃棄物集積場位置図

産業廃棄物集積場配置図（R 8 年度）  
（大阪公立大学 中百舌鳥キャンパス）

